

後期高齢者医療制度のお知らせ

広域計画に関する住民意見募集について

■第2次北海道後期高齢者医療広域連合広域計画（原案） に関する住民意見募集について

北海道後期高齢者医療広域連合は、道内179市町村との連携のもと、後期高齢者医療制度を運営している特別地方公共団体です。

この度、広域連合では、広域連合と市町村が連携しながら処理する事務について定めた「広域計画」が平成24年度末で期間満了することから、平成25年度からの新たな広域計画（第2次域計画）を策定します。



この第2次広域計画の策定にあたり、次のとおり広く住民の皆さまから意見を募集します。

◆募集案件について

【募集案件】 『第2次北海道後期高齢者医療広域連合広域計画（原案）』について

【募集期間】 12月7日(金)～平成25年1月7日(月)（必着）

◆公表する資料について

『第2次北海道後期高齢者医療広域連合広域計画（原案）』



◆資料及び募集要領の入手方法について

意見募集の開始日から、北海道後期高齢者医療広域連合ホームページ
(<http://iryokouiki-hokkaido.jp>) に掲載するとともに下記の場所で配布しています。

問い合わせ

北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階
(☎011-290-5601)

役場住民課年金保険係
(☎485-2111内線129)

生活豆知識

標茶駐在所から 情報発信



今月は、弟子屈警察署標茶駐在所から寄せられたトラブル事例についてお知らせします。

ひつじアドバイザー

事例①の場合は、電話で勧誘されていることから「特定商取引に関する法律」（以下、特商法）の電話勧誘販売に該当すると思われます。特商法では、クーリング・オフできることが記載された書面を交付された日から8日間はクーリング・オフができ、書面を交付されていない場合は、改めて書面を交付してから8日間経過するまでクーリング・オフできます。また、消費者が契約しないと断った場合には、事業者は勧誘を継続することや、再勧誘をすることが禁止されています。身に覚えの無い請求には応じず、こちらからは連絡しない。送りつけ商法の場合は、商品は開封せず返品するか受領を拒否しましょう。

事例① 電話による悪質な健康食品の勧誘

先日、1箱25,000円のサプリメントを3箱注文しているのですが、すぐに送るとのしつこい電話があり、断りきれなくなり1箱だけ注文してしまつた。全く身に覚えがないため購入したくない。(77歳 女性)

事例② 不当な勧誘で誘う「勝馬情報」の詐欺道内が続出!

競馬情報会社を名乗る業者から「必ず当たる予想がある!」との電話勧誘を受けた。契約金81万円、手付金20万円を指定された口座に振り込んだ。相手業者が振込確認後、2レース分の予想情報を教えてもらった。しかし、予想は外れ、悔しくて、損を取り戻したいとの気持ちもあり、さらに20万円振り込み再度予想情報を受けたが、また外れた。だまされたとはいえない。(71歳 男性)

事例②のように「絶対もうかる」や「必ず当たる」などのセールストークは非常に魅力的ですが、このような情報が提供されることはあり得ないので、惑わされないことが重要です。連絡がとれない業者、全く話し合いに応じない業者に対しては、消費生活センターでの解決は困難です。業者への返金交渉では、消費者契約法による不実告知や断定的判断の提供による取り消しを主張して返金を求めることになり、返金すると相手方が言ったとしても、その後連絡不能になるケースもあるため、悪質な競馬予想情報提供サービスとは契約しないことが重要であり、返金の可能性は極めて低いことを認識しましょう。競馬は娯楽であることを認識し、予想や馬券の購入は最終的に自己責任で行い、節度を持って楽しみましょう。事例のようなトラブルに遭ったり、困ったときは、下記相談窓口へ問い合わせください。

■相談窓口

- 役場企画財政課商工労働係
(2階⑩番窓口 ☎485-2111 内線251)
- 釧路市消費生活センター (☎0154-24-3000)
- 弟子屈警察署標茶駐在所 (☎485-2151)

国民年金保険料

退職(失業)による 特例免除制度をご利用ください。

特例免除制度は、退職(失業)した年度および翌年度に限り、利用することができます。通常、保険料が免除されるためには、申請者本人・配偶者・世帯主の方の所得が一定額以下である必要がありますが、特例免除では、失業された方の所得を除外して免除の審査を行います。

■申請の際に必要なもの

- ① 年金手帳または基礎年金番号がわかるもの
- ② 印かん
- ③ 雇用保険受給資格者証・雇用保険被保険者離職票など公的機関の証明書の写し
- ④ 転入された方のみ前年の所得を証明するもの(所得課税証明書など)

■申し込み・問い合わせ/役場住民課年金保険係 (1階⑤番窓口 ☎485-2111 内線129)

冬期間のごみ収集

冬期間は、ごみが雪に埋もれて収集できないことがありますので出す場所の除雪をお願いします。

また、大雪や吹雪などの悪天候により、ごみ収集が遅れる場合や、やむを得ず中止する場合があります。収集できなかったごみは、次週以降に収集しますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

犬の正しい飼い方

犬と楽しく暮らすためには、飼い主のマナーが最も大切です。誰もが安心して暮らすために、飼い主自身がマナーをきちんと考え、行動しましょう。

- 生後3カ月以上の犬は下記係に登録しましょう。
- 鑑札、狂犬病予防注射済票は必ず犬の首輪などに付けましょう。
- 犬が逃げないように、鎖やひも、柵、かごなどを利用し、時々点検しましょう。
- 散歩に連れて行く時は袋などを携帯し、ふんは必ず回収して、後始末を確実にしましょう。
- 犬が安心して過ごせる環境を整えましょう。

■問い合わせ/役場住民課環境衛生係 (1階③番窓口 ☎485-2111 内線125)